

2010年度法務研究科法務専攻教育課程表 (2007・2008年度入学者対象)

配当群	1 年 次					2 年 次					3 年 次					修了要件 単位数
	授 業 科 目	単 位	開講学期			授 業 科 目	単 位	開講学期			授 業 科 目	単 位	開講学期			
			前	後				前	後				前	後		
法律基本科目	◎公法Ⅰ ◎公法Ⅱ	2 2	○ ○		矢口 矢口	◎公法Ⅲ ◎公法演習Ⅰ	2 2	○ ○		安達 矢口 間部	◎公法演習Ⅱ	2	○		安達 森田	10
	◎民法Ⅰ ◎民法Ⅱ ◎民法Ⅲ ◎民法Ⅳ ◎民事訴訟法Ⅰ	4 4 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○		田口 鶴藤 丸山 丸山 栗田	◎商法Ⅰ ◎商法Ⅱ ◎民事訴訟法Ⅱ ◎民事法演習Ⅰ ◎民事法演習Ⅱ ◎民事法演習Ⅲ	2 2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○ ○		椋川 椋川 栗田 鶴藤 鈴木 田口 鈴木 鶴藤 森田	◎民事法演習Ⅳ ◎民事法演習Ⅴ ◎民事法演習Ⅵ ◎民事法総合演習Ⅰ ◎民事法総合演習Ⅱ	2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○		丸山 仁平 椋川 澤田 栗田 仁平 鶴藤・田口・栗田 仁平・中村 椋川・丸山・田口 澤田・中村	36
	◎刑法総論Ⅰ ◎刑法総論Ⅱ ◎刑法各論	2 2 2	○ ○ ○		近藤 近藤 近藤	◎刑事訴訟法 ◎刑事法演習Ⅰ	4 2	○ ○		公文 近藤 仁平・永野	◎刑事法演習Ⅱ	2	○		近藤 公文・永野	14
実務基礎科目	◎法曹倫理	2	○		森田	◎民事実務 ◎刑事実務 リーガルクリニック	2 2 2	○ ○ ○		澤田 仁平 ※	裁判外紛争処理(ADR)特講 登記実習 エクスターンシップ	2 1 1	○ ○ ○		間部 大池 本間	8 以上
基礎法学	◎法情報学 英米法 ●比較法 日本近現代法史	2 2 2 2	○ 休 ○ ○	講	中村 小森田 吉井	法哲学 法社会学 家族と紛争	2 2 2	○ ○ ○		井上 東郷 丸山						
隣接科目	会計学 政治学	2 2	○ ○		戸田 郷田	地方自治論 自治体経営論	2 2	○ ○		牧田 務台						
展開・先端科目	◎司法制度論	2	○		中村 矢口	倒産処理法 倒産処理法特論 自治体法 国際関係法 国際人権法 環境法 環境法特論 教育法 労働法 労働法特論 知的財産法 知的財産法特論 中小企業法 医事法 少年法 国際私法 国際私法特論 要件事実論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		中村 中村 村上 阿部 阿部 桑原 桑原 安達 坂本 坂本 隈元 隈元 澤田 森田 仁平 山田(恒) 山田(恒) 仁平 笈川	社会保障法 経済法 経済法特論 消費者法 金融法 資本市場と法 有価証券法 情報公開法制 税法 税法特論 刑事政策 国際人権法演習 自治体法務演習 憲法訴訟演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	休 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	講 波光 波光 鈴木 鈴木 松岡 椋川 森田 藤井 藤井 宮園 阿部 安達 出口 諸坂 矢口	28 以上	

※リーガルクリニック担当者：専任教員全員、小豆澤、三宮、本間

【備考】

「証券取引法」は2008年度より「資本市場と法」に科目名変更

◎は必修科目を示す ●は新設科目を示す

履修方法

1. 授業科目の履修は、教育課程表のうちから96単位以上を選択履修すること。その内訳は次のとおりとし、1年間に履修登録できる単位数は34単位（3年次については44単位）以内とする。

- (1) 法律基本科目①から10単位
- (2) 法律基本科目②から36単位
- (3) 法律基本科目③から14単位
- (4) 実務基礎科目から8単位以上
- (5) 基礎法学、隣接科目、展開・先端科目の各配当群から28単位以上

2. 法学既修者については、教育課程表上1年次を2年次、2年次を3年次として扱う。この場合、1年次配当の法律基本科目24単位及び司法制度論2単位はすでに修得したものとみなす。また上記1にかかわらず、1年間に履修登録できる単位数は38単位（3年次については44単位）以内とする。

3. 2年次に「市民と自治体コース」「地域と企業コース」のいずれかのコースを選択し、その選択したコースに列挙された以下の科目群から5科目（10単位）以上を修得しなければならない。

「市民と自治体コース」 地方自治論、自治体経営論、自治体法、国際人権法、環境法、教育法、社会保障法、消費者法、情報公開法制、有価証券法、税法

「地域と企業コース」 会計学、倒産処理法、環境法、労働法、知的財産法、中小企業法、消費者法、金融法、有価証券法、税法

4. 「倒産処理法」、「経済法」、「環境法」、「労働法」、「知的財産法」、「税法」、「国際私法」を修得した場合のみ、それぞれの「特論」科目を履修できるものとする。

修了要件

- 1. 法務研究科の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、96単位以上を修得することとする。
- 2. ただし、法学既修者であると本研究科が認めた者の修了要件は、1にかかわらずその在学期間を2年以上とする。